

ならしの健康マイレージ事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、健康的な生活習慣を動機づけ、その継続と定着を後押しする「ならしの健康マイレージ事業」(以下、「本事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康行動 セルフポイント又はイベントポイントの対象となる取り組みをいう。
- (2) セルフポイント 参加者自らが目標を設定し、達成することによって付与されるポイントをいう。
- (3) イベントポイント 市内外で行われる各種イベント(健康診査等を含む。)に参加することによって付与されるポイントをいう。
- (4) 達成者 市が指定する期間において、健康行動により一定のポイントを獲得した者をいう。必要なポイント数については、本事業担当課長が別に定める。
- (5) サービスカード(以下、「カード」という。) 市があらかじめ指定する交付申請書(以下、「申請書」という。)により申請した達成者に対して交付するカードをいう。
- (6) 協力店 本事業の主旨に賛同し、カードを提示した達成者に対し、特典を提供する市内の企業、店舗及び施設(以下、「事業者」という。)で、市が認めたものをいう。ただし、市外の事業者であっても、習志野商工会議所、習志野市商店会連合会等に加盟するなど、市が妥当と認めた場合にあってはこの限りではない。
- (7) 再取得者 カードを2度以上取得し、又は取得しようとする者をいう。

(市民の参画)

第3条 参加者は、日々の健康行動によりポイントを収集する。

- 2 カードを取得しようとする達成者は、申請書により、市に申請する。
- 3 前項に規定する申請は、市があらかじめ指定する方法をもって代えることができる。
- 4 達成者は、協力店にカードを提示することにより、特典の提供を受けることができる。

(事業者の参画)

第4条 協力店となることを希望する事業者は、登録申出書（別記第1号様式）により申し出るものとする。

2 協力店は、カードを提示した達成者に対し、特典を提供する。

3 協力店は、本条第1項の規定により申し出た内容に変更があったときは、変更届出書（別記第2号様式）により、速やかに届け出なければならない。

4 協力店は、登録の取り消しをしようとするときは、取消申出書（別記第3号様式）により、市に速やかに申し出なければならない。

5 本条第1項及び第4項に規定する申出、並びに本条第3項に規定する届出は、市があらかじめ指定する方法をもって代えることができる。

(市の参画)

第5条 市は、本事業を広く周知し、普及啓発に努める。

2 市は、第3条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、カードを交付する。審査及び交付は、毎月10日、20日及び当月最終日（閉庁日にあたる場合にあつては、その直前の開庁日）を目途に、申請状況を勘案して行うものとする。

3 市は、前条第1項及び第4項に規定する申出、並びに本条第3項に規定する届出があったときは、その内容を速やかに審査し、決定した内容について通知する。

4 市は、本事業の利便性向上を図るため、協力店の名称、所在地、連絡先、特典内容等を記載した一覧（以下、「協力店一覧」という。）を作成する。

5 市は、新規登録、変更、廃止その他の理由により、協力店一覧の内容に変更が生じたときは、速やかにこれを変更しなければならない。

6 市は、本事業担当課長が必要と認める場合は、前条第1項及び第4項に規定する申出、又は本条第3項に規定する届出がされない場合であっても、職権により協力店一覧を変更することができる。

(対象期間)

第6条 算定の対象となる期間は、参加者が申請の対象にしようとする健康行動のうち、最も古い日付（以下、「起算日」という。）から3か月間とする。ただし、期間を超過している場合であっても、市が申請内容を妥当と認めた場合はこの限りではない。

2 再取得者の起算日は、直近に発行されたカードを取得した日以降としなければならない。

(サービスカード)

第7条 カードには、達成者氏名、発行番号、有効期限その他、本事業の実施に必要な事項を記載する。

(有効期限)

第8条 カードの有効期限は、交付が決定した日の翌月から起算して2か月後となる月の末日とする。

(貸与、譲渡及び多重取得の禁止)

第9条 達成者は、カードを他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 達成者は、有効期間の重複するカードを取得してはならない。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、本事業担当課長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成27年1月1日から施行する。

2 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

3 この要領は、平成32年3月31日に、その効力を失う。